

姫路市都市計画 マスタープラン



概要版



1

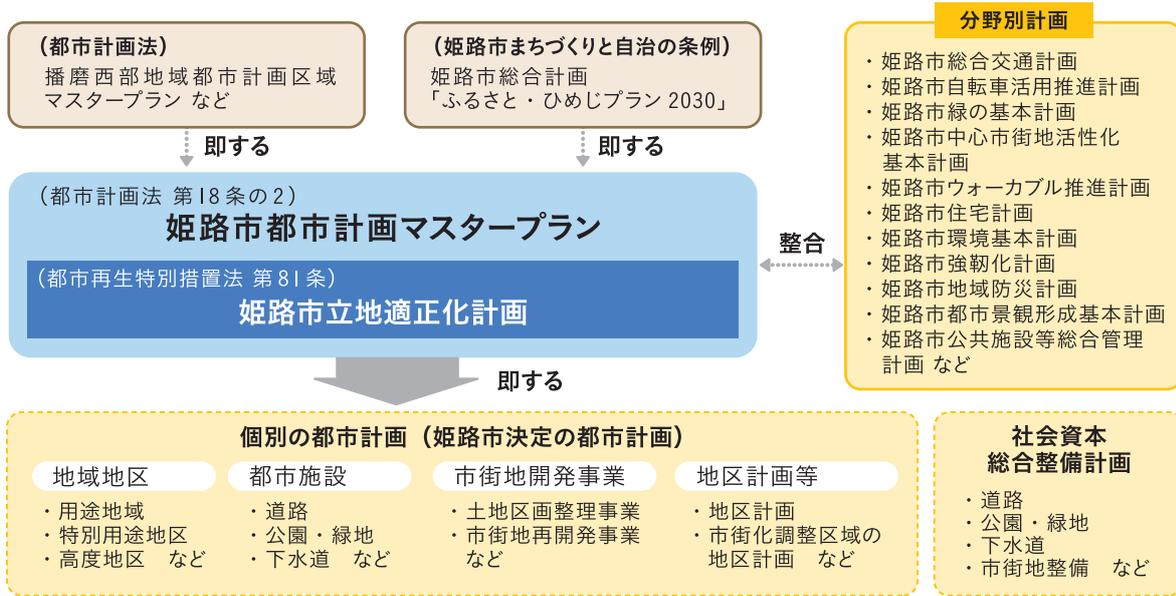
都市計画マスタープランとは

「都市計画」は、土地利用や建物の建て方などを規制・誘導し、快適で暮らしやすい都市をつつていく上で重要な役割を担っています。また、道路、公園、下水道など市民生活や産業を支える施設整備の多くは都市計画によって進められます。

これらの都市計画の基本的な方針を示すものが「都市計画マスタープラン」です。

都市計画マスタープランでは、長期的な見通しを持った上で土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定め、その実現に向けた大きな道筋を明らかにしています。

計画の位置付け



目標年次

令和32年(2050年)を目標年次とします。

計画の構成

市全域を対象とした「全体構想」と、市域を5つに分けた「エリア」ごとに定める「地域別構想」で構成されています。

全体構想

都市づくりの目標

- 目指す都市像、目標とする都市構造

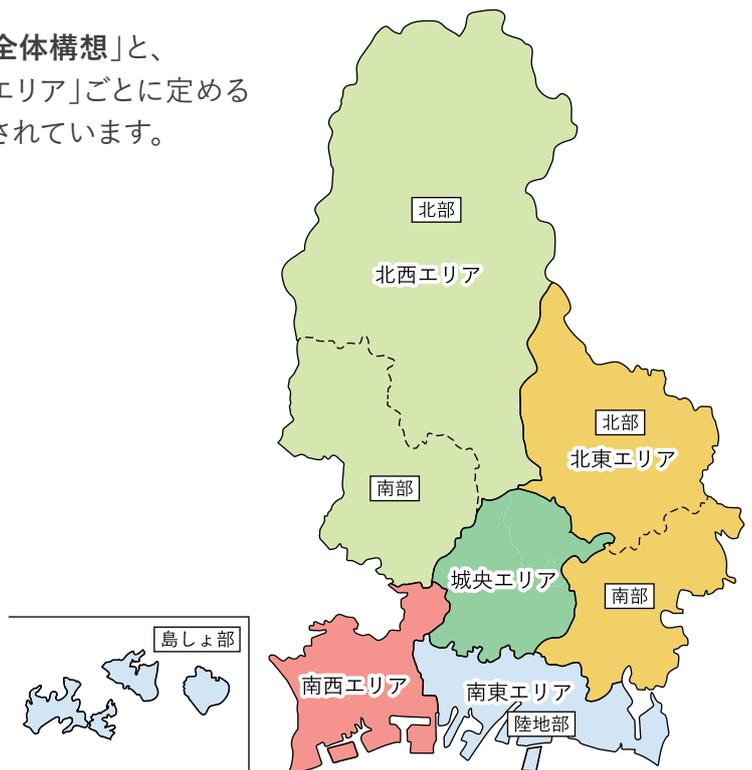
分野別の基本方針

- 土地利用
- 交通
- 水と緑
- 市街地整備
- 生活環境
- 防災
- 景観

地域別構想

地域づくりの方針

- 城央エリア
- 北東エリア
- 南西エリア
- 北西エリア
- 南東エリア



2

これからの都市づくり



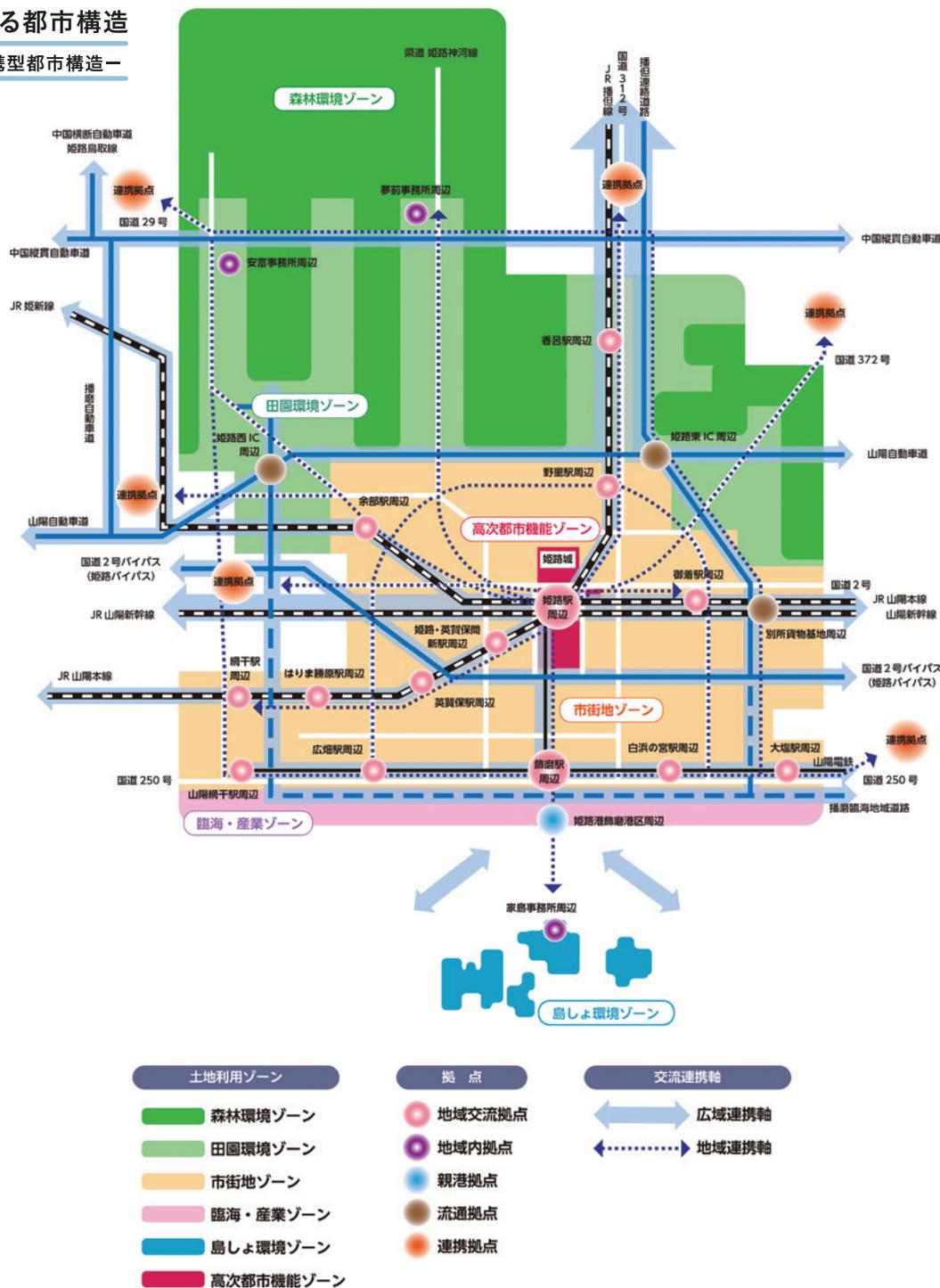
姫路市はどんなまちを目指しているのかな？

本市では、持続可能な都市の構築に向けて、地域資源や地域特性を活用しながら、都市機能を分担し相互補完することができる**多核連携型都市構造**の実現を目標としています。

地域の活力の維持・向上を図るため、市域を越えた生活の結びつきに着目した広域的な視点と、市内各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化と各地域間を結ぶ交通体系の強化（コンパクト・プラス・ネットワーク）の観点を踏まえた新たな「多核連携型都市構造」の構築を進めていきます。

目標とする都市構造

—多核連携型都市構造—



「ともに生き ともに輝く

にきわい交流拠点都市 姫路」の実現

◆ まちづくりの方向性

姫路市総合計画で掲げた目指す都市像「ともに生き ともに輝く にきわい交流拠点都市 姫路」の実現に向けて、次の7つの視点で将来を見据えたまちづくりに取り組みます。

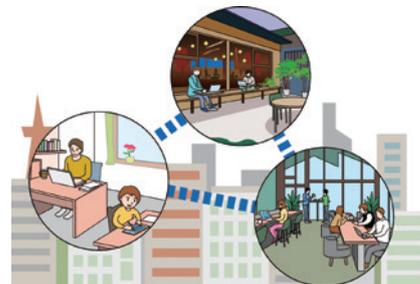
視点 1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成

- 都心部への高次都市機能の集積
- 都心部や地域交流拠点等への移動の利便性を高めるための交通結節機能の充実
- 日常生活を支える都市機能や公共交通を保つために必要な利用圏人口の維持
- 計画的な市街化と緑豊かな都市環境の形成
- 民間活力の導入等を図りながら、財政負担の軽減や有効活用のための適切な維持管理



視点 2 人口減少・超高齢社会への適応

- 公共交通の維持・確保
- 新たなモビリティサービスの導入
- 誰もが安心して、安全・快適に移動できる歩行環境の創出
- 市街化調整区域における地域の実情に応じた土地利用の誘導
- 複数の用途が融合した職住近接への対応



視点 3 都市の魅力のさらなる向上

- 観光客やMICEの受け入れ環境の整備等による地域経済を支える観光産業のさらなる推進
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成や官民をつなぐ担い手の確保
- 都市施設の多面的・複合的な利活用の促進等によるストック効果の向上



視点 4 ものづくり産業の維持・振興

- 企業立地の適切な誘導
- 物流を支える幹線道路網の充実
- 国際拠点港湾姫路港の機能強化



視点 5 地域資源を生かした都市づくり

- 歴史的建造物や歴史的な町並み景観の保全・活用
- 都市と農山漁村の交流促進
- 多様な地域資源の活用による特色ある地域づくり



視点 6 環境にやさしいまちづくり

- 無秩序な市街地の拡大や開発の抑制
- 森林・農地の保全や活用、適切な管理
- 住宅・建築物等のエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの導入
- 水と緑を生かした都市空間の形成
- 安全で快適な自転車利用環境の創出



視点 7 減災の考え方に基づく安全・安心の確保

- 南海トラフ地震等への備えの充実
- 水害・土砂災害対策の強化
- 地域防災力の強化
- 老朽化した建築物や空き家の増加への対応



◆ まちづくりの方向性に関連する分野

分野別の基本方針

- ◎ … 特に関連する分野
- … 関連する分野

土地利用	交通	水と緑	市街地整備	生活環境	防災	景観

まちづくりの方向性

視点1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成	◎	◎	◎	◎	○	○
視点2 人口減少・超高齢社会への適応	◎	◎	○	◎	○	○
視点3 都市の魅力のさらなる向上	◎	◎	◎	◎		
視点4 ものづくり産業の維持・振興	◎	◎	◎			
視点5 地域資源を生かした都市づくり	◎	◎				◎
視点6 環境にやさしいまちづくり	◎	◎	◎	◎		
視点7 減災の考え方に基づく安全・安心の確保	◎		◎	◎	◎	

3

全体構想



土地利用

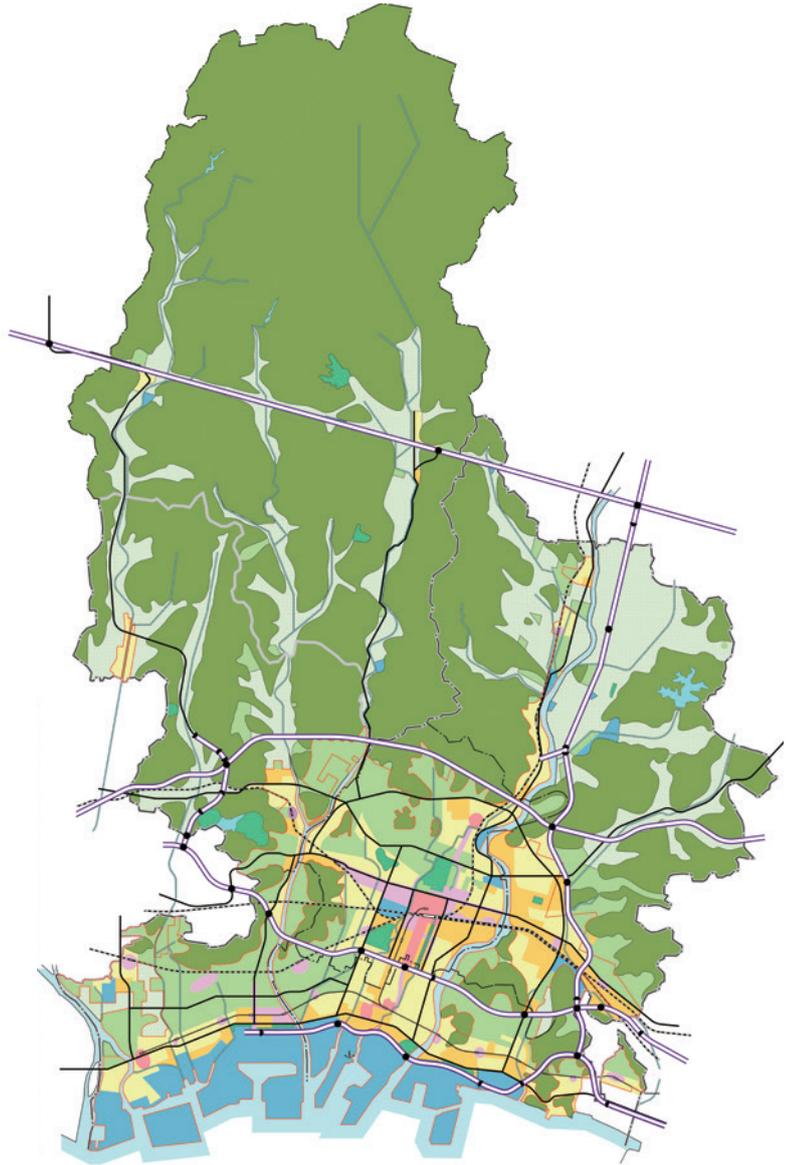
既存の都市機能や都市基盤施設を活用しつつ、各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化等を図るため、多核連携型都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めます。

市街地系土地利用

- 都心部における高次都市機能の集積と地域交流拠点等における日常生活に必要な都市機能の維持・充実、都市機能や公共交通の利用圏人口の維持を図ります。
- 活力あるものづくり産業の育成・強化を図るとともに、これらと調和した良好な居住環境の創出を図ります。

基本となる土地利用図

凡 例	
	拠点商業業務地 商業活動及び業務活動を促進する区域
	商業業務地 日用品や生活支援サービスの供給を促進する区域
	工業地 工場の集積を図る区域
	複合住宅地 地場産業等との共存を図る住宅地
	一般住宅地 商業系用途等との混在を許容する住宅地
	専用住宅地 良好な居住環境を有する住宅地の形成を図る区域



保全系土地利用

- 農林漁業の振興を目指した土地利用を基本とした上で、集落の維持・活性化等を図るため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

凡 例	
	農地・集落地 既存コミュニティの維持を基本としつつ、農業の振興を図る区域
	山地・丘陵 豊かな自然環境の適正な保全、レクリエーション地としての活用を図る区域



注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年(2023年)10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。



市街化調整区域におけるまちづくり

市街化調整区域において、地域特性にふさわしい環境の保全、形成を図るため、市街化調整区域の本来の性格を変えない範囲で、地域の実情に応じたまちづくりを推進します。

基本的な考え方

住民生活の安定や地域の活力の維持など、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、**地区計画**（※1）や**特別指定区域制度**（※2）等の活用により、秩序ある土地利用を誘導します。

自動車専用道路のインターチェンジやランプの周辺又はインターチェンジ・ランプに直結している幹線道路沿線においては、農林漁業との適切な調整を図りながら、地区計画の活用等により、企業立地や計画的な開発を誘導します。

対象区域

区域	活用目的
インターチェンジ・ランプ周辺	無秩序な土地利用を整序、抑制し、流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。
鉄道駅周辺	無秩序な土地利用を整序、抑制し、駅周辺の特性や実情に応じた適正な土地利用を誘導するもの。
既成住宅開発区域	既に宅地開発が進んでいる区域において、居住環境の保全や周辺環境との調和を図るもの。
公共公益施設跡地活用	公共公益施設跡地において、まちの活性化等に寄与する民間投資を適切に誘導するもの。
公共公益開発地	周辺の環境との調和を図りながら、公共公益施設の整備を適切に進めることとあわせて、適正な土地利用の誘導を図るもの。
既存集落	特別指定区域制度の活用等により周辺環境と調和した適切な開発行為を誘導し、既存コミュニティの維持等を図るもの。

位置付けする区域図

凡例

- 地域ブロック
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 主なまちづくりの取組
- インターチェンジ・ランプ周辺
- 鉄道駅周辺
- 既成住宅調整区域等
- 既存集落

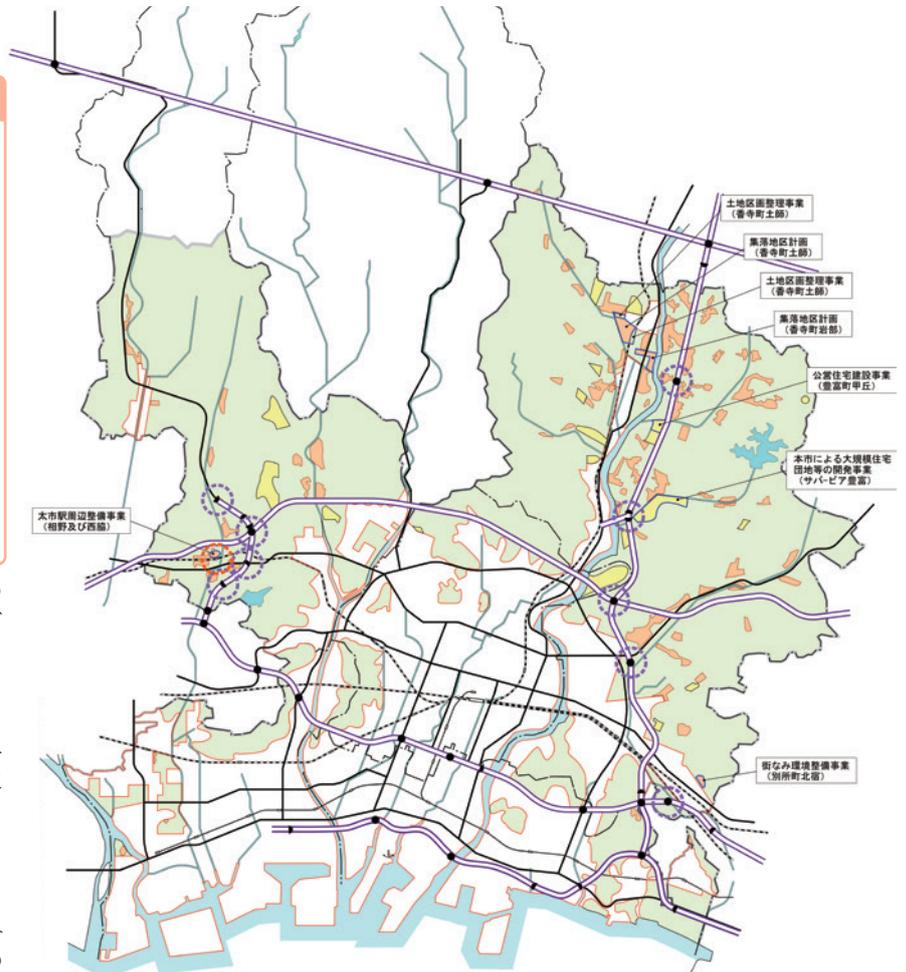
注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年(2023年)10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。

※1 地区計画とは？

住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園の配置や建築物の建て方等について、住民が主体となって、きめ細かなルールを定めるもの。

※2 特別指定区域制度とは？

住民が中心となった組織が、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を策定した場合に、特別指定区域として指定し、地縁者の住宅等の立地について、特別の緩和措置を設ける仕組みのこと。





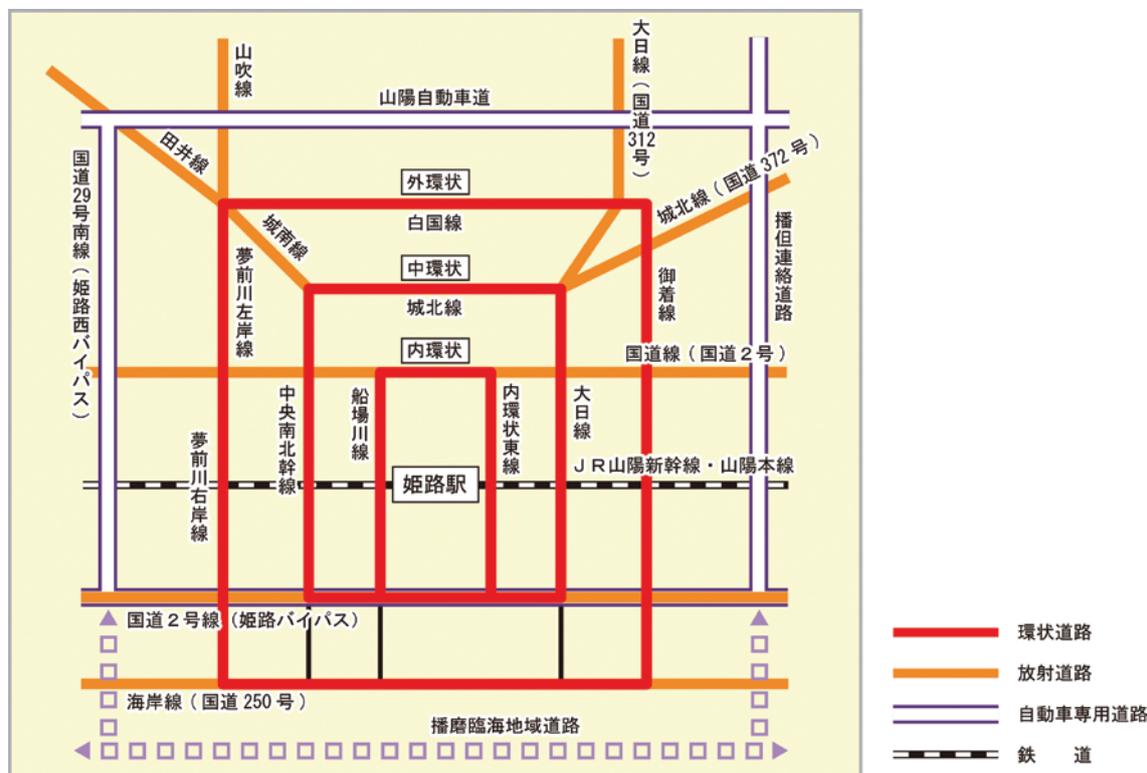
交通

- 地域や利用者のニーズに的確に対応した公共交通の維持・確保を図るとともに、豊かな公共空間を生み出す道路整備、安全で快適な歩行環境や自転車利用環境の創出など、人と環境にやさしい交通体系の充実を図ります。
- 自動車交通の円滑化を図るための幹線道路の重点的かつ効率的な整備を推進します。
- ものづくり産業の活性化や地域資源を生かした交流促進のため、広域交通網の一層の拡充を図ります。



連携コミュニティバス（ふくひめ号）

◆ 幹線道路ネットワークの基本構成図



水と緑

- 都市環境の改善、災害時の防災、レクリエーション活動や憩いの場など、多様な効用を持つ緑を都市の中に市街地と調和した形で保全・整備し、市民・企業等と連携・協力しながら、緑とふれあい、緑を通じて人がつながることができる、住みよい都市づくりに取り組みます。



公園の利活用



市街地整備

- 姫路駅周辺地区においては、再整備した大手前通りや駅前広場等を活用した公民連携による活性化の取組を推進します。
- 他の主要な鉄道駅周辺においては、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進します。
- 地域住民等の参加・協力を得ながら、密集市街地の改善、空き家の活用やリノベーションの促進、公共空間の利活用等を推進します。



姫路駅周辺



白鷺町のウォークブルの取組



生活環境

- 上下水道の整備については、施設の維持管理や改築更新に重点を置くとともに、人口減少や急激な物価上昇などの社会経済情勢を踏まえ上下水道事業経営の効率化に取り組みます。
- 循環型社会の形成を目指した取組や再生可能エネルギーの普及等を推進します。



水素ステーション



防災

- 国の防災基本計画や兵庫県地域防災計画等を踏まえ、災害時に対してしなやかな防災構造を形成する防災拠点の配置とネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策、頻発・激甚化する水害・土砂災害対策の強化を図ります。
- 災害対策のあらゆる分野で減災の考え方を徹底し、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を進めます。



福泊調整池



景観

- 本市では、地域特性に応じた景観形成を推進するため、市内全域を景観計画区域として良好な景観の形成に關する方針を定め、重点的に景観形成を図る区域として「都市景観形成地区」「歴史的町並み景観形成地区」「風景形成地域」を定めています。



ゾーン景観（歴史的町並み景観形成ゾーン）

4

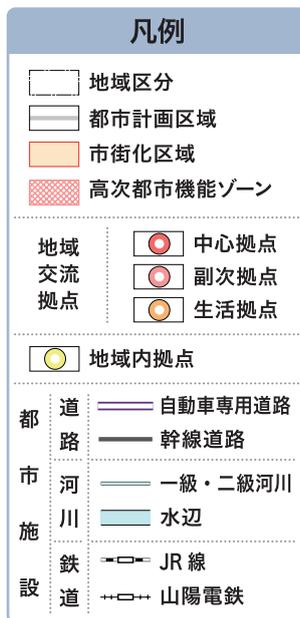
地域別構想

地域別構想は、全体構想を基本として市域を5つの「エリア」に分けて、それぞれの地域づくりの基本的な方向を示すものです。

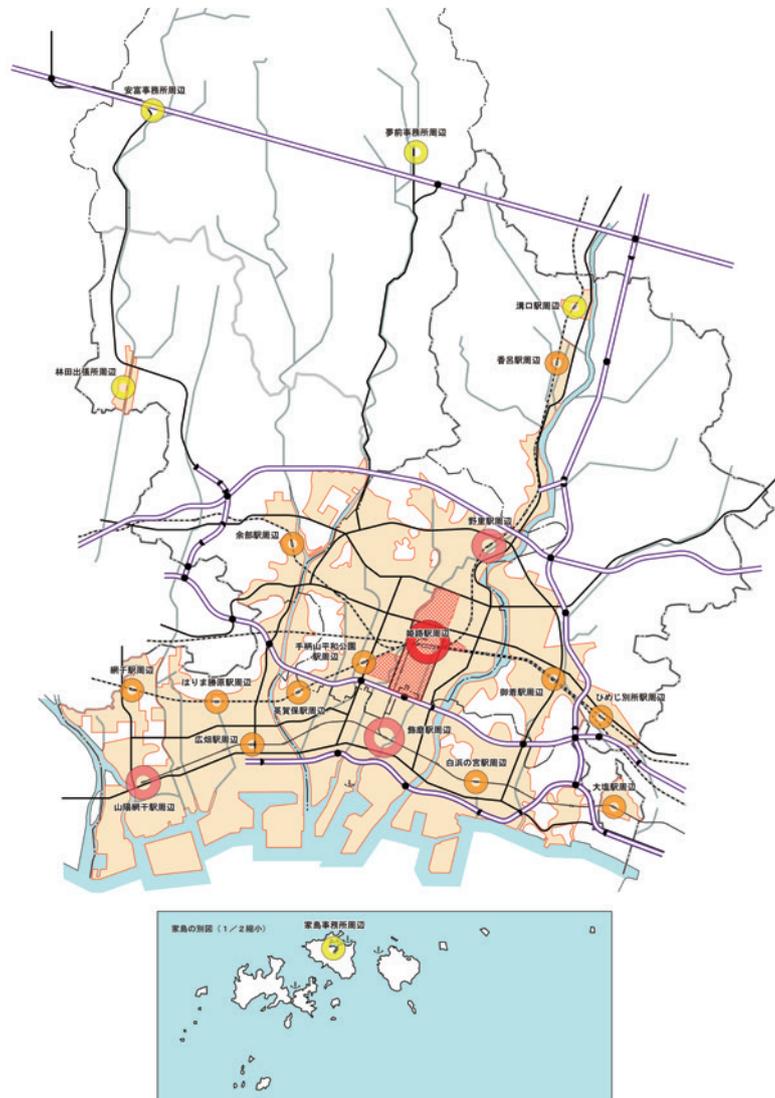
◆ 拠点の方向性

本計画では、拠点の適切な役割分担と連携により、市全体で多様な都市機能を確保するため、コミュニティや交通ネットワーク、既存都市機能の集積を考慮して拠点を配置し区分します。

また、市街化調整区域の中心となっている一定の人口集積等がある地区についても、郊外における生活の拠点として位置づけます。



注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。



◆ 拠点の区分

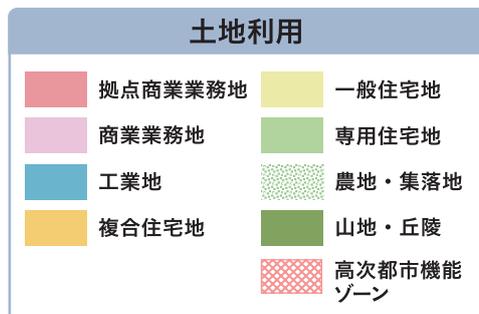
区分	役割	拠点の中心の目安
地域交流拠点	中心拠点	・播磨の中核都市にふさわしい高度な都市機能の集積や交通結節機能、世界遺産姫路城を生かした文化・交流機能が充実した拠点 姫路駅、山陽姫路駅
	副次拠点	・広域交通及び地域間交流における交通結節機能や中心拠点を補完する都市機能、市民活動の場が充実した拠点 山陽網干駅、飾磨駅、野里駅
	生活拠点	・交通結節機能や日常生活を支える都市機能が充実した拠点 網干駅、はりま勝原駅、英賀保駅、手柄山平和公園駅、御着駅、 ひめじ別所駅 、余部駅、香呂駅、広畑駅、白浜の宮駅、大塩駅
地域内拠点	・郊外部における日常生活に必要なサービスの維持・確保を図る拠点 溝口駅 、 林田出張所 、家島事務所、夢前事務所、安富事務所	

黒字：姫路市総合計画において位置づけられている拠点 / 青字：都市計画マスタープランで新たに位置づけた拠点

城央エリア

● 地域づくりの目標

- 世界遺産姫路城を生かした国際観光都市づくり
- 播磨圏域の連携中枢都市として
魅力と活力ある拠点づくり
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり
- 快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり



南西エリア

● 地域づくりの目標

- 利便性の高い駅前の拠点づくり
- 循環型社会を先導する産業空間づくり
- 海辺のまちなみや田園環境と調和した生活環境づくり
- 快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり



注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年(2023年)10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。

南東エリア

● 地域づくりの目標

- 高規格な幹線道路網の整備を契機とした交通ネットワークづくり
- 海の玄関口にふさわしい生活と産業が交流する拠点づくり
- 歴史的な魅力や伝統・文化を生かした住宅市街地づくり
- 豊かな自然を生かした自立的に発展する島づくり

陸地部



注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年(2023年)10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。

土地利用

 拠点商業業務地	 一般住宅地
 商業業務地	 専用住宅地
 工業地	 農地・集落地
 複合住宅地	 山地・丘陵
	 高次都市機能ゾーン

島しょ部



土地利用

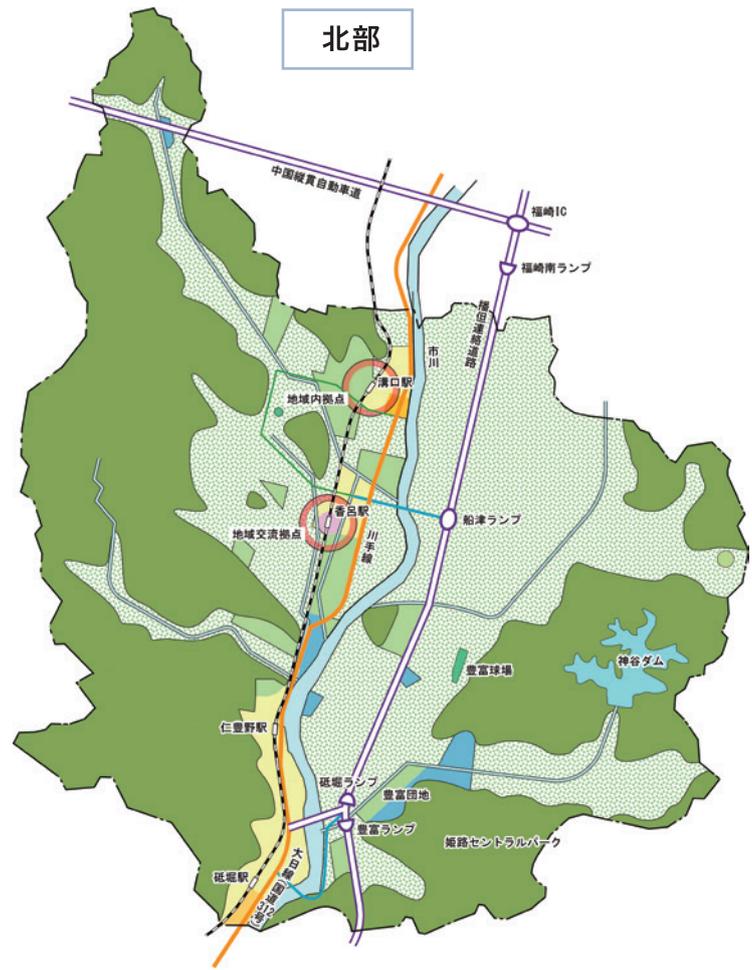
 複合住宅地	 山地・丘陵
 瀬戸内海国立公園	

北東エリア

● 地域づくりの目標

- 利便性の高い交通拠点づくり
- 地域活性化を牽引する拠点づくり
- 緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり
- 水と緑と歴史のネットワークづくり

土地利用			
	拠点商業業務地		一般住宅地
	商業業務地		専用住宅地
	工業地		農地・集落地
	複合住宅地		山地・丘陵



北西エリア

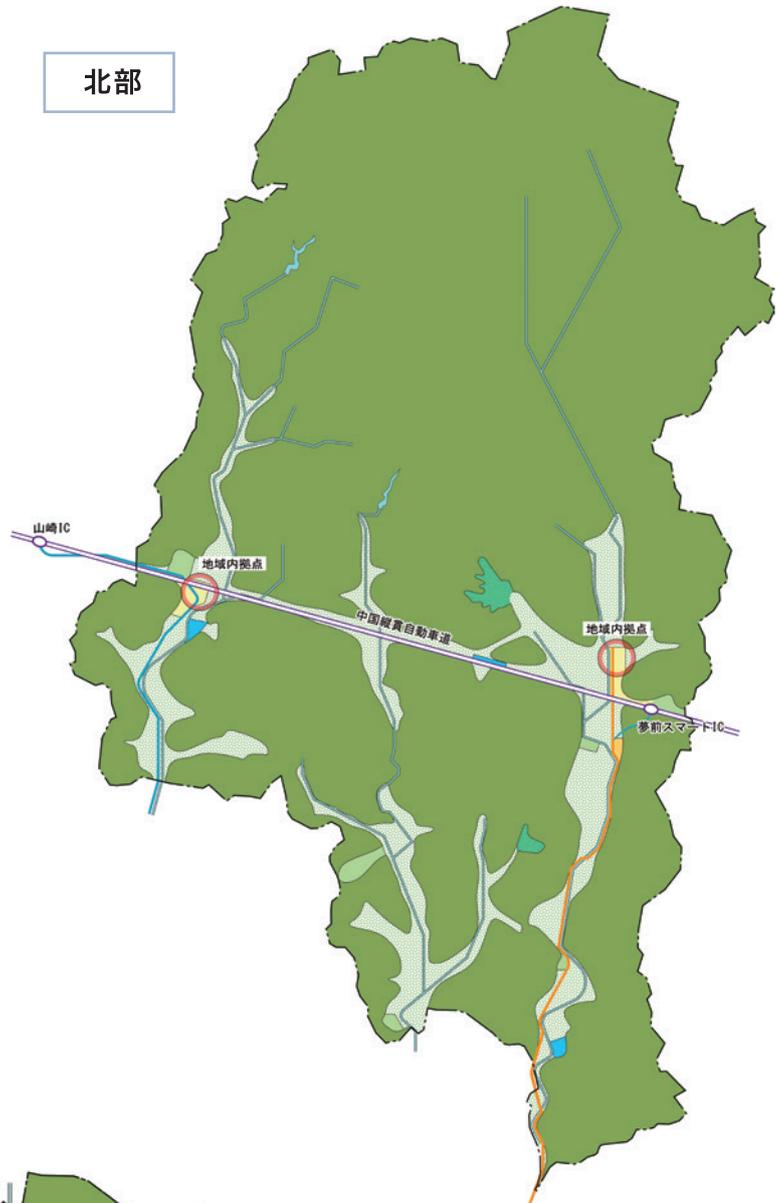
● 地域づくりの目標

- 利便性の高い交通拠点づくり
- 地域活性化を牽引する拠点づくり
- 緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり
- 自然・田園・歴史を生かしたレクリエーション空間づくり

土地利用

	拠点商業業務地		一般住宅地
	商業業務地		専用住宅地
	工業地		農地・集落地
	複合住宅地		山地・丘陵

北部



南部



実現化方策

◆ 市民との協働によるまちづくり

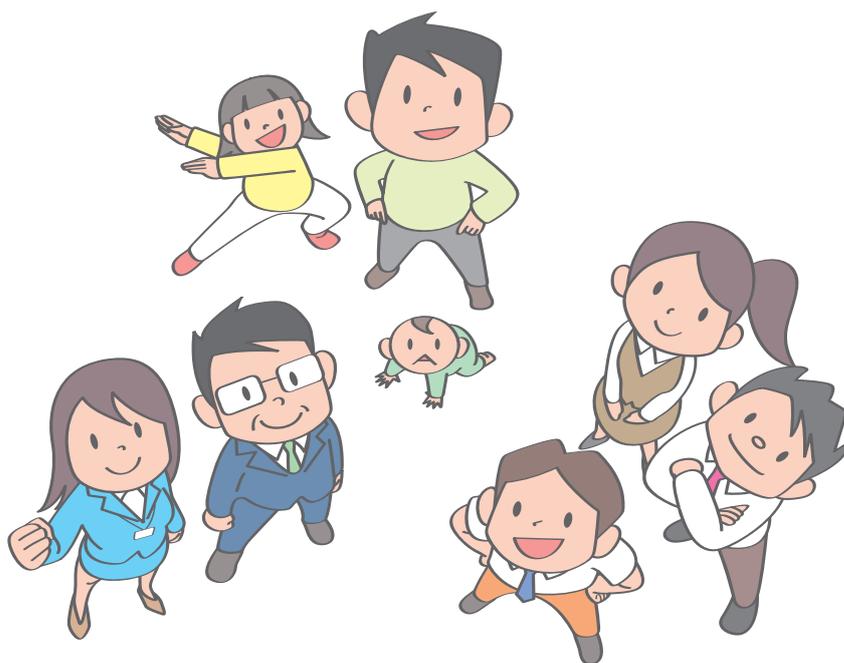
地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が連携し、適切な役割分担により、取組を進めていきます。

- 市ホームページや広報紙、パンフレットの配布等を通じて本計画の周知を図るとともに、ワークショップ開催など市民の取組を支援し、まちづくりへの理解と関心を高めます。
- アドバイザーの派遣やまちづくり活動の助成等により、住民主体のまちづくりの取組を支援します。



◆ 都市計画マスタープランの評価と見直し

- 都市計画基礎調査等をもとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、都市の現状や変化の様子などを的確に把握し、5年ごとに進行管理を行うとともに、概ね10年ごとに見直しの検証を行います。
- 上位計画の見直しや社会経済情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、情勢に応じた必要な見直しを行います。



姫路市都市計画マスタープラン【概要版】
姫路市 都市局 まちづくり部 都市計画課

発行 令和8年3月

